

制限付一般競争入札を下記のとおり執行する。

令和8年6月24日

高槻市長 濱 田 剛 史

制限付一般競争入札要綱

1 業 務 名 称	令和8年度地籍調査（街区境界調査）業務委託（E～G工程）
2 履 行 場 所	高槻市 大蔵司三丁目、浦堂一丁目の各一部 地内
3 業 務 概 要	地籍調査 一式
4 履 行 期 間	契約日 から 令和9年3月12日
5 入 札 参 加 資 格	次に掲げる要件を全て満たしていること。 (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 (2) 本市の令和8年度入札参加資格者名簿に登録されていること。（ただし、必要書類が提出されていること。） (3) 高槻市建設工事請負業者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。 (4) 本店又は営業所が大阪府にあること。 (5) 管理技術者として、地籍主任調査員、地籍総合技術管理者、地籍調査管理技術者又は地籍調査担い手技術者のいずれかの資格を有し、かつ、測量士の資格を有する者を配置できること。 (6) 過去5年以内に大阪府内で地籍調査(E～G工程全て)の実績を有すること。（ただし、下請けは除く）
6 入 札 参 加 申 請 必 要 書 類	(1) 制限付一般競争入札参加申請書 (2) 本店又は営業所が大阪府にあることを確認できるテクリス等の写し (3) 配置予定の管理技術者の地籍主任調査員等の登録証の写し (4) 配置予定の管理技術者の測量士登録証明書の写し (5) 過去の実績が確認できる委託契約書、テクリス等の写し
7 申 請 書、仕 様 書 等 の 取 得 方 法	市のホームページ（管理課内）からダウンロードすること。 https://www.city.takatsuki.osaka.jp/site/nyusatsu-keiyaku/153441.html
8 入 札 参 加 申 請 書 の 提 出	上記 6 入札参加申請必要書類を準備し、高槻市役所管理課へ持参又は書留等により郵送すること。郵送による提出は提出期間中に必着とする。なお、提出された書類の返却は行わない。 (1) 提出方法 (2) 提出場所 : 高槻市役所 本館5階 管理課 (3) 提出期間 : 令和8年6月26日 午後1時00分 から 令和8年7月10日 正午 まで
9 入 札 参 加 資 格 の 審 査	入札参加申請書類により入札参加資格を審査し、その結果を令和8年7月14日までに書面で通知する。 なお、入札参加資格を認めない申請者には理由を付した書面で通知する。
10 予 定 価 格	¥5,444,000 ※左記金額は、消費税等額を含まない。
11 最 低 制 限 価 格	事後公表

12 質 疑 受 付	(1) 質疑の方法 (2) 質疑受付日時 (3) 回答日時及び方法	: 質疑がある場合は、指定様式（様式1）にて、FAXにより提出すること。 : 令和8年7月3日 正午 まで : 令和8年7月6日 午後5時から 高槻市ホームページ（管理課内）に掲載
13 入 札 成 立 の 条 件	○ 必要応募者数	: 入札時点で、応募者数が2に満たない場合は、入札不成立とする。
14 支 払 条 件	(1) 前金払 (2) 部分払	: 無 : 無
15 保 証 金	(1) 入札保証金 (2) 契約保証金	: 免 除 : 必 要 (ただし、落札者が契約を締結しないときは、違約金として契約希望金額の100分の3に相当する額以上を徴収する。) (契約金額の5%以上) (高槻市財務規則の定めるところにより、納付が免除となることがある。)
16 入 札 日 時 等	(1) 入札日時 (2) 入札場所	: 令和8年7月16日 午後4時00分 : 高槻市役所 本館4階 入札室
17 落 札 候 補 者	(1) 落札候補者の決定 (2) 最低入札者が複数の場合	: 開札の結果、予定価格と最低制限価格の範囲内で、最も低い入札額を入れた者を落札候補者として決定する。 : 最低入札者が複数の場合、抽選して落札候補者を決定する。
18 落 札 者 の 決 定	落札候補者の参加資格の再確認	: 落札候補者について改めて参加資格の確認を行い、適格者を落札者とする。ただし、再確認の結果不適格の場合、改めて次順位者を落札候補者とする。
19 契 約 書	○ 契約書の作成	: 本市の定める様式により作成を要する。
20 無 効 の 入 札	(1) (2) (3)	本要綱に示した入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者がした入札、並びに競争入札心得に示した条件等入札に関する条件に違反した入札。 予定価格を上回る入札、最低制限価格を下回る入札。 入札参加資格を確認された者であっても、開札時点までに高槻市指名停止基準に該当することになった場合は、その者は入札参加資格を失うものとし、入札を行った場合は無効とする。

※ 上記条件は全て公告日現在におけるものとする。

高槻市桃園町2番1号
高槻市 都市創造部 管理課
電話 072-674-7533 FAX 072-674-3125
高槻市ホームページ <https://www.city.takatsuki.osaka.jp/>